

旧日本銀行新潟支店長役宅使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び旧日本銀行新潟支店長役宅条例施行規則第 13 条の規定に基づき、旧日本銀行新潟支店長役宅使用料等の徴収事務を委託したので、同施行令第 158 条第 2 項及び旧日本銀行新潟支店長役宅条例施行規則第 15 条の規定により下記のとおり告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

記

1 徴収事務受託者

旧日本銀行新潟支店長役宅

2 徴収事務を行う場所

旧日本銀行新潟支店長役宅

新潟市中央区西大畑町 5218 番地 1

3 徴収事務委託の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで